

建設業における

快適職場づくり



1. 快適職場づくりの必要性

建設工事現場は高所作業、重筋作業等が多く、作業の環境が厳しいというイメージがあります。建設工事現場では、中高年齢者が増加していることや、今後は、多くの女性が建設現場に進出することが期待されていることから、誰にとっても「人にやさしい快適な職場づくり」が必要となっています。

2. 快適職場とは

快適職場づくりは、労働安全衛生法第71条の2の規定により事業者の努力義務とされており、労働大臣による「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）が公表されています。この「快適職場づくり」とは、法令等の基準を越えた高い安全衛生水準を自主的な目標として定め、その実現に向かって継続的に努力することです。

法定の安全衛生水準と職場の快適化との関係

